

事前審査型制限付一般競争入札 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる委託の事前審査型制限付一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
委託名	港湾幹線道路料金徴収業務等委託
業務概要	料金徴収業務、料金所等管理業務、交通情報提供業務等
履行場所	(1) 港湾幹線道路 各料金所及び摩耶埠頭料金事務所、第二摩耶料金事務所（神戸市灘区摩耶埠頭）
履行期限	令和7年10月1日から令和9年3月31日まで
その他	この入札は、事前審査型制限付一般競争入札を適用します。

2 担当部局

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階
神戸市港湾局神戸港管理事務所（電話番号 078-304-2500）

3 入札方法

事前審査型制限付一般競争入札

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度神戸市入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 有料道路において、料金徴収業務の元請履行実績を過去5年以内に2年以上有する者であること。
- (7) 有料道路における料金徴収業務の管理・監督を行う責任者（料金事務所長）としての実務経験が、過去5年以内に1年以上有する者を、履行期間中専任で配置できること。

5 入札説明書、仕様書等の交付期間等

(1) 交付期間

令和7年6月9日（水）から令和7年6月20日（金）まで
（土・日・祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで）

(2) 交付方法

「2 担当部局」で交付します。なお、神戸市のホームページにおいても公表します。

6 入札説明会

入札説明会は実施しません。

7 入札説明書、仕様書等に対する質問

(1) 入札説明書又は仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式4）により、電子メールで次のアドレスに送信してください。

(port_kanri@city.kobe.lg.jp)

なお、電話によるお問い合わせにはお答えできません。

イ 提出期限 令和7年6月20日（金） 午後4時（必着）

(2) 回答は仕様書の追補とみなし、入札説明書を交付された者全員に対して電子メールにより回答します。

8 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行します。

9 入札に必要な書類提出の日時及び方法

本件の入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければなりません。

日 時	令和7年6月10日（火）から令和7年6月30日（月）まで 持参の場合は、土・日・祝日を除く、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで 郵送の場合は、令和7年6月30日（月）午後4時必着
提出場所	「2 担当部局」
提出方法	持参又は郵送による。 持参の場合は、事前に持参する日時を「2 担当部局」に電話連絡すること。
提出書類	(1) 港湾幹線道路料金徴収業務等委託参加資格審査申請書（様式第1号） (2) 法人登記簿履歴事項全部証明書及び定款 (3) 企業の実績等確認資料（様式第2号） (4) 配置予定の料金事務所責任者が、有料道路において過去5年以内に、料金徴収業務の管理・監督を行う責任者（料金事務所長）としての1年以上の実績を有することを証明する実績確認資料（様式第3号）
その他	(1) 申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。 (2) 提出された書類は、返却しません。

10 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、令和7年7月2日（水）以降に入札参加資格審査通知書により結果を送付します。

なお、審査において必要がある場合、提出者に対してヒヤリングをすることがあります。

(2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1) の通知書に理由を付します。

(3) (2) の理由を付した (1) の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。

- (4) (3)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、業務名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、参加資格がないと認めた理由の説明要求書を「2 担当部局」に提出すること。(様式5)
- (5) (4)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して10日(本市の休日を除く)以内に書面により回答します。

11 入札書の提出日時及び開札方法

日 時	入札書の提出日時 令和7年7月28日(月)午後2時
場 所	ポートアイランドビル 5階 5-A会議室
方 法	(1) 提出書類 ① 入札書(様式第6号) ② 代表者が入札を行う場合は代表者の名刺、代理人が入札を行う場合は、委任状(様式第7号) (2) 提出方法 持参すること。 (3) 入札書 1部提出する。 ① 入札書について ア 神戸市指定の様式を使用すること。 イ 入札書の日付は、提出日を記入すること。 ② 入札書の記載金額について ア 入札金額は、総額を記入すること。 イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 入札金額の積算について 入札金額の積算にあたっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。 (4) 入札書の提出後、ただちに開札を行う。 ① 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに「2 担当部局」に連絡すること。 ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入場することができない。 ③ 開札場所に入場しようとする時は、入札者は入札関係職員の求めに応じ、身分証を提示すること。

	④ 入札参加者は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。 (5) 提出した入札書は、引換え又は取消しをすることができない。 (6) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。 (7) (2)の方法によらないで提出された入札書は、無効とする。 (8) 神戸市契約規則第 12 条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。 (9) 入札を無効とした場合は、当該入札書は返却しないものとする。
--	--

12 落札者の決定方法

- (1) 最低価格の入札書（消費税抜き）を提出した者を落札者とします。
- (2) 入札価格が同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとします（くじの日時及び場所については、別途指示します）。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかったときは、再度入札に付します。
- (4) 再度入札でも予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかったときは、最低入札金額の入札書を提出した者と不落随意契約の交渉を行います。

13 契約等に係る事項

- (1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。落札者が、「2 担当部局」で所定の契約手続を行わない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となります。

- (2) 契約の締結にあたり、落札者が提出した書類は契約図書の一部とします。

14 その他

入札保証金	神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除する。
仮契約の有無	無
予定価格（消費税相当額を除く）	公表しない